

埼玉県労働委員会マスコットキャラクター募集！

～あなたのアイデアを形にしてみませんか～

埼玉県労働委員会では労働委員会の役割や活動内容について県民の皆様にもっと知っていただくため、労働委員会のイメージを分かりやすく伝える PR キャラクターを募集しています。

1 応募資格

県内在住・在勤・在学の方

2 応募期間

令和7年7月1日（火）から8月31日（日）まで

3 応募内容

- (1) マスコットキャラクターの名前と全身像のデザイン画
- (2) マスコットキャラクターの説明（由来や特徴、デザインに込めた思い等）

詳しくはホームページをご参照ください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/e2001/mascotchcharacter.html>

皆様のご応募をお待ちしています！



埼玉県労働委員会
マスコットキャラクター募集！
応募期間：7月1日（火）～8月31日（日）

皆さんは「労働委員会」を知っていますか？労働委員会は、公平・公正・中立な立場から、働いている人と雇っている人の間のトラブルを、双方が納得できる形で解決するお手伝いをしています。
このイメージを県民の皆さんに伝えてくれるPRキャラクターを求めています。
ぜひ、あなたのアイデアをお寄せください！

イメージ

- 個人も会社も組合も利用できます
- 一緒に解決策を探します
- お話をじっくり聞きます

募集規定

- マスコットキャラクターの名前と全身像（正姿必須、側面・背面は任意）
- マスコットキャラクターの役割（由来や特徴、デザインに込めた思いなど）
- A4サイズでデジタルで提出（フルカラー）
- データサイズ 10MB以下
- 形式：JPEG・PNG
- ※1枚ではなく、複数枚でも可

応募方法

- 対象：県内在住・在勤・在学の方
- 提出：応募票と作品を応募用メールアドレスに送付

※応募資格（採用作品）は、埼玉県労働委員会事務局の審査結果で決定します。また、受賞者に対しては記念品を贈呈し、お名前を掲載HPなどで紹介します

さいたまっち コバレン

労働委員会について詳細は裏面もチェック



労働委員会ってどんなところ？

労働委員会は、労働者と使用者の間に生じる問題の解決を支援するため、法律に基づいて設置された行政機関です。
労働問題について専門知識を持つ「公益委員」の他、労働者・使用者それぞれの立場に深い理解のある「労働者委員」「使用者委員」の3者で問題解決にあたります。

労働者委員（労働組合の役員など） 公益委員（弁護士、労働関係者など） 使用者委員（企業役員、経営者関係者など）

解決までの流れの一瞥

- 労働者または使用者が労働委員会に相談する
相談のやり取りで「お話を伺います」
- 労働委員会が相手方の意見を調停する
STEP1 労働者と使用者の双方から意見を伺う
STEP2 互いに受け入れられる解決案を探し、解決を目指す
※お互いの言い分は秘密厳守、非公開です
- 解決！
お互いに納得して合意できた！
働きやすくなった！
※まとまった内容が労働委員会にします

お問い合わせ先

ご利用や制度の詳細について、お気軽にお問い合わせください！
埼玉県労働委員会事務局
TEL:048-830-6452・6465
FAX:048-830-4945
〒330-9201
さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県庁第三庁舎4階

埼玉県労働委員会では、労働者に関するトラブルを抱えてお困りの事業者の皆様のお手伝いをしています。

詳しくは下記チラシ又は県ホームページをご参照ください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/e2001/roui-gaiyou/index.html>



事業者の皆様へ

労働者に関する トラブル解決を お手伝いします！

労働者とのトラブルを抱えて 困っていませんか？

手続簡単

無料

秘密厳守

お問合せ先
埼玉県労働委員会事務局

埼玉県労働委員会 検索

TEL: 048-830-6452-6465
FAX: 048-830-4935

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県庁第三庁舎4階

あっせんとは？

労使間の話し合いが行なわれたときに、労働委員会が関わり、解決を目指す制度です。
公益・労働者側・使用者側の代表者から3人のあっせん員が、中立・公正な立場で双方の主張を個別に聴き、お互いが受け入れられる合意案を探ります。

あっせんの対象となる労使紛争の例

- 労働組合との団体交渉が円滑に進まない。
- 契約期間の満了をもって更新しないことを告げたら、雇止め措置を訴えられた。
- やむを得ない事情で配置転換したが、拒否されて困っている。
- 業務指示に従ってもらえず困っている。
- 相互間の事業場での労使関係が対立しています。

あっせんによる解決のメリット

- 手続が簡単で無料です。
- 秘密厳守、非公開です。
- あっせん員数は原則1名で、労働場での解決を目指します。
- 労使の円満な関係構築につながります。
- 合意成立の場合、合意事項は労働仲裁会となります。

あっせんの流れ

※ 申請からあっせん員選任までは、1～2カ月程度かかります。

事前相談
個別に事前相談に申し込んでいただき話を伺います。

あっせんの申請
申請書をご提出いただきます。

事前調査
当事者双方が相手方からの話を伺います。

あっせん当日
あっせん員3名が労使双方から選任し、業務を司理し、合意に向けて調整・働きかけを行います。

結果
相手方があっせん参加を承諾
相手方があっせん参加を拒否
打切り
合意(解決)
不合意(打切り)

あっせん員選任後、労働問題に関する相談(労働組合で困る相談を除く)を希望の場合は、こちらまで
埼玉県労働問題センター 048-830-4522 (電話利用受付 平日 9時～16時30分)
(労働者の労働組合員と使用者との間に生じる雇用関係、賃金・労務などの労働条件に関する相談対応)